

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例に係る医療機関指定等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（以下「条例」という。）第9条第5項の規定に基づき医療機関の指定等に関して、必要な事項を定め、飲酒運転違反をした者が、条例に規定された受診するため、指定医療機関におけるアルコール依存症等の病態にあわせた適正な治療につなげていくことを目的とする。

(定義)

第2条 アルコール関連問題 肝臓障害、高血圧、糖尿病、がんなどの臓器障害や認知症、うつ病、性格変化などの精神・神経障害、飲酒時の暴力、飲酒運転などの社会的問題、夫婦の不和、DV、児童虐待などの家庭問題、職業上の問題としての事故、胎児性アルコール症候群、青少年のアルコール乱用などをいう。

(医療機関の指定の実施)

第3条 医療機関の指定については三重県が行うものとする。

(医療機関の指定基準)

第4条 以下のいずれかの要件を満たす医師が所属する医療機関を指定医療機関とする。ただし、第5号については三重県医師会からの推薦を必要とする。

- 1 依存症専門外来を有しており、アルコール依存症治療プログラムの実施かつ、多職種による支援が可能である医療機関の精神保健指定医又は精神神経学会が指定する専門医。
- 2 アルコール依存症等の診断・専門治療に従事した期間が5年以上であり、アルコールに関する学会に所属している精神保健指定医。
- 3 アルコール依存症等の診断・治療に従事した期間が5年以上であり、精神神経学会が指定する専門医。
- 4 厚生労働省が実施する「アルコール依存症臨床医等研修 医師コース」の研修を受けた医師で、多量飲酒に関連する疾患又はアルコール依存症等の診断・治療に従事している医師。
- 5 県が実施する指定研修（以下「県指定研修」という。）を直近5年間に1回以上受講した医師。

(指定医療機関の飲酒運転違反者への診断等)

第5条 指定医療機関は、別に定める質問紙票を用いて、「問題飲酒」と「アルコー

ル依存症」の選別又は診断を行い、飲酒運転違反者の治療及び治療プログラムへの参加を促進し、アルコール依存症及びアルコール関連問題に関する対策の推進に努めるものとする。

また、指定医療機関において、要綱第4条の基準を満たす医師が指導する医師も診断等ができるものとする。

(指定医療機関の役割)

第6条 アルコール依存症者には、うつ、幻覚等の精神症状や肝臓障害、高血圧、糖尿病等の身体的障害が存在する場合がありますので、指定医療機関は、条例に規定された受診後のアルコール依存症の治療に当たっては、一般科医療機関、精神科医療機関及びアルコール専門医療機関における相互連携に努めるものとする。

また、県、職域、地域、医療機関、市町、アルコール依存等に係る自助グループ等がアルコール関連問題に的確に対処することができるよう、連携体制の構築に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、三重県知事が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月18日から施行する。